

# ○建設工事等の入札に係る予定価格の事前公表事務取扱要領

平成21年 3月31日制定  
最終改正 令和 7年 3月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する建設工事及び建設工事に関する委託業務（以下「工事等」という。）を競争入札に付する場合の予定価格について、岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号。以下「契約規則」という。）第9条第4項の規定により、入札の執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 予定価格の事前公表は、総務部契約検査管理課が契約事務を執行する工事等のうち、原則として競争入札に付するすべてのものを対象とする。

2 市長は、前項の定めにかかわらず、予定価格を入札の執行後に公表しようとする場合には、別に基準を定めるものとする。

(事前公表の方法等)

第3条 事前公表する事項は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税の額を控除した金額をいう。）とする。

2 事前公表は、予定価格調書の作成後、次の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 一般競争入札（公募型指名競争入札を含む。） 入札公告に記載する。

(2) 指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。） 指名通知書に記載する。

(予定価格調書)

第4条 予定価格を事前公表するときは、契約規則第9条第1項ただし書の規定により、予定価格調書を封書することを要しないものとする。

(積算内訳書の提出)

第5条 予定価格を事前公表する場合には、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に積算内訳書の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、入札参加者が積算内訳書を提出しないときは、その者の入札を認めないものとする。

(入札の執行)

第6条 予定価格を事前公表する場合における予定価格を超える入札は、無効とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。